

## 週末だけの平等？

大石亜希子

先進諸国の中でも日本は、無償労働に費やす時間のジェンダー格差が最も大きい国である。女性に偏る育児・家事負担は、女性の本格的な就労と経済力の向上を阻害するとともに、少子化の要因ともなっている。このためかつての第4次男女共同参画基本計画（2015年12月閣議決定）では、6歳未満の子供を持つ夫の育児・家事関連時間を2020年までに1日あたり2時間30分にするという政策目標が掲げられていた。しかしこの目標は達成されず、第5次男女共同参画基本計画（2020年12月閣議決定）では夫の生活時間に関する項目は政策目標から消えている。

目標は達成されなかったがこの間に、6歳未満の子供を持つ夫の育児・家事関連時間は共働きの場合には82分（2016年）から114分（2021年）へ、妻が無業の場合も74分（同）から108分（同）へと増加した（総務省『社会生活基本調査』）。ただしこれは週平均の数値であり、増分のほとんどは週末における夫の育児時間の増加によってもたらされている。つまり、平日における育児・家事負担の大半は、依然として妻が担っているのである。

政策が男性の平日の生活時間配分に影響を及ぼしにくい傾向は、さまざまな実証研究からも示唆される。たとえば育児休業制度などのワーク・ライフ・バランス施策は、女性の有償労働時間を増加させるものの、夫の平日の家計生産時間には影響を及ぼしていない（Kohara and Maity 2021）。1990年度からスタートした中学校における技術・家庭の男女共修は、男性の週末の家計生産時間を増加させている半面、平日の家計生産時間には有意な変化をもたらしていない（Hara and Rodríguez-Planas forthcoming）。ジェンダー意識に変革をもたらすような政策を講じて、男性の生活時間への影響は週末に限定されるようである。見方を変

えれば、それだけ日本の男性の働き方が、育児・家事に関わらないことを前提としているとも言えよう。内閣府「令和5年版男女共同参画白書」によると、子育て期の男性の平均帰宅時間は19時を過ぎており、4割弱は20時以降に帰宅している。これでは子供の夕食をつくったり、宿題の面倒をみたりすることはできない。

ケア労働の重要な特徴は、集約困難であることと時間帯拘束性にある。家事労働は週末にまとめたり、市場財で代替したりすることができるが、食事や入浴の世話、寝かしつけのようなケア労働は、毎日特定の時間帯に行わなければならない、市場サービスでの代替も難しい。平日の19時に子供に夕食を食べさせるために、女性は就労を抑制したり、賃金の低下あるいは伸び悩みといったチャイルド・ペナルティを甘受したりしている。

この状況を改善するためには、平日18時過ぎには在宅していただけるような柔軟な働き方を男女を問わず普及させる必要がある。これまでの労働時間政策は、長時間労働の抑制に重点を置いてきたが、「時間帯」に注目した政策へとシフトしていくべきであろう。それと同時に、「平日の育児・家事は女性が行うもの」という固定概念を強化するような既存の制度、いわゆる103万円、106万円、130万円の「年収の壁」も見直すべきである。

## 参考文献

- Hara, H. and Rodríguez-Planas, N. (forthcoming) "Long-Term Consequences of Teaching Gender Roles: Evidence from Desegregating Industrial Arts and Home Economics in Japan." *Journal of Labor Economics*.
- Kohara, M., and Maity, B. (2021) "The Impact of Work-Life Balance Policies on the Time Allocation and Fertility Preference of Japanese Women." *Journal of the Japanese and International Economies*, Vol. 60, 101134.

（おおいし・あきこ 千葉大学大学院社会科学研究院教授）